

令和6年度

学校いじめ防止基本方針



八尾市立永畠小学校

目 次

学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

いじめ防止等に対する基本的な認識

第1章 組織体制

- (1) 基本的な考え方
- (2) 校内いじめ不登校対策委員会の役割

第2章 未然防止と早期発見

- (1) 未然防止
 - ① 基本的な考え方
 - ② 未然防止のための取組
 - ③ 地域家庭と連携した取組
 - ④ 重点項目
- (2) 早期発見
 - ① 基本的な考え方
 - ② 早期発見のための取組
 - ③ 重点項目
- (3) 取組状況の把握と検証（P D C A）

第3章 いじめを把握した場合の対応

- (1) 基本的な考え方
- (2) 対応について
 - ① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント（例）
 - ② いじめを受けている児童への対応
 - ③ 加害の児童への対応
 - ④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応
 - ⑤ 保護者への対応
 - ⑥ 情報提供
 - ⑦ ネット上のいじめへの対応

第4章 重大事態への対処について

第5章 年間計画

令和4年追記

八尾市立永畠小学校いじめ防止基本方針

《宣言》

私たち八尾市立永畠小学校は、いじめを許さない教育をめざし、自他の人権を尊重し未来を切り拓く力と豊かな人間性を備えた知・徳・体の調和のとれた豊かな人間を育成します。

いじめについて

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

個々の行為がいじめに当たるか否かについては、表面的・形式的に行なうのではなく、被害を受けた児童の立場に立って組織的に行なう必要があり、本校においても「いじめ・不登校対策委員会」を中心に全校体制で児童の実態把握に努めている。

「いじめ」の中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものに発展していく事象もあることから、必要があれば、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが大切であると考えている。

いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こりうる最も身近な人権侵害事象であると捉え、「いじめはおこる」という前提に立って考える必要があると認識している。日頃から児童の様子をチェックすることで、児童の小さな変化を見逃すことなく、早期発見に努め、迅速で適切な対応を組織的に行なっている。

本校では、全教職員・全児童が「絶対にいじめを許さない」という意識を持ち、絶対にいじめを起こさせないという風土を学校に定着させ、児童が安心して生活できる集団づくり、人間関係づくり、学校づくりこそ「いじめ防止」の基本であるとの認識をもち取り組んでいきたい。

第1章 組織体制

(1) 基本的な考え方

- ・いじめへの対応は、一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、校長を中心と

し、共通理解のもと全ての教職員で組織的に行なう。

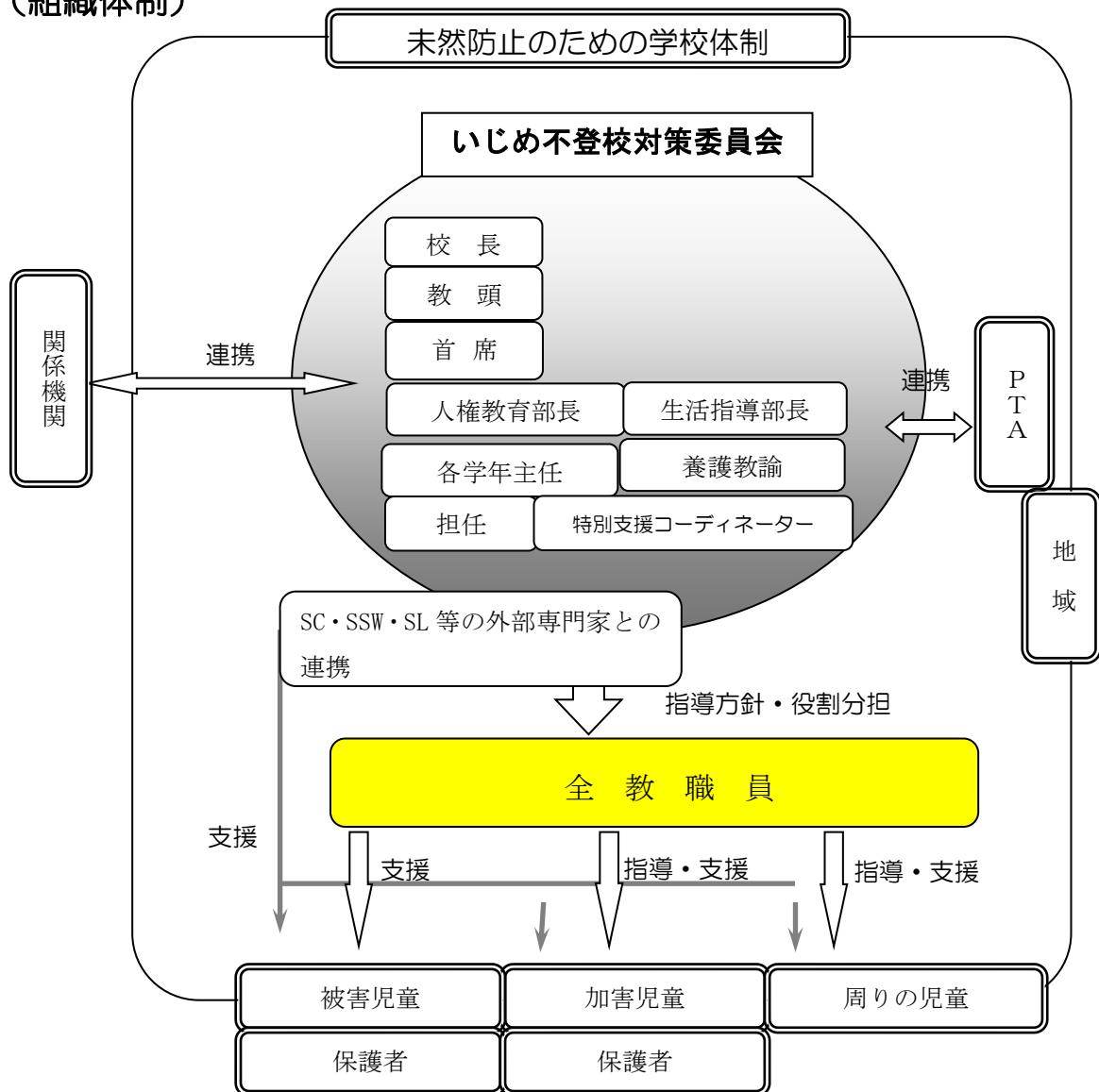
- ・いじめへの対応を組織的に行なうため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録については、八尾市教育委員会の規定に従い、適切に取り扱う。

(2) いじめ不登校対策委員会の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の中核の役割を担う。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時は、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行なうための中核としての役割を担う。
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルに照らし合わせた検証等を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の外部専門家の助言を得たり、関係機関との連携を積極的に図る。

(3) 組織体制

(組織体制)



第2章 具体的な取組

(1) 未然防止

① 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての児童を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・未然防止の基本として、児童が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。
- ・未然防止の取組の成果や課題については、定期的なアンケート調査や個人懇談、児童の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組を定期的に検討し、PDCAサイクルで取組を継続する。
- ・学校いじめ防止基本方針等について理解を得ることや様々な機会を捉えた訴えにより、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・児童に対して、学校と家庭が同一歩調で対応が出来るように、信頼関係の構築を図る。
- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で多くの大人が児童と接する機会を増やす。
- ・子どもは、家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要なことを理解して頂き、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

② 未然防止のための取組

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、障がい（発達障がいを含む）については、適切に理解したうえで、児童に対する指導にあたる。
- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。

- ・いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成する。
- ・児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。

③ 地域・家庭との連携した取組

- ・地域と組織的に連携・協同する体制の構築を推進する。
- ・地域と連携して取組みを推進する。
- ・学校通信や学年通信、学級通信等により、家庭への情報発信を丁寧に行うことで、学校への理解を深める。
- ・家庭訪問や懇談、連絡帳等を通して、家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。
- ・地区別の懇談会や住民懇談会等において、積極的に様々な情報を発信することで、学校に対する理解を深めるとともに、学校への協力を仰ぐ。
- ・地域行事への積極的な参加等を通して、地域住民との交流を深める。
- ・校外での児童の様子について、学校へ情報が寄せられるような体制を構築する。

④ 今年度の重点項目

1. 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示することで、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校全体で共有する。
2. いじめ防止月間を設定し、いじめ防止についての取組を行う。また、いじめ防止をねらいとした校内研修を行う。
3. 年度当初の家庭訪問や、学校通信などを通じて、学校のいじめ防止に関する取組み姿勢を家庭に理解してもらい、協力体制を築く。
4. 学校評議員会を活用し、学校のいじめ未然防止に関する取組み計画について協議する。

(2) 早期発見

① 基本的な考え方

- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめはおとなが気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装つて行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事を

共通認識する。

- ・些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち状況を把握する。
- ・暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかつたりするので注意深く対応する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報について、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールの利用方法について等の情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。
- ・家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

② 早期発見のための取組

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・相談窓口の設置や保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。また、定期的に体制を点検する。
- ・定期的なアンケートや懇談を実施することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における児童の様子の変化を把握できるようにする。
- ・学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。
- ・普段から児童の様子を丁寧に観察し、交友関係や悩みをできるだけ把握する。
- ・集まつたいじめに関する情報は教職員全体で共有する。

③ 今年度の重点項目

- | |
|---|
| 1 各学期に「学校生活アンケート」を行い、いじめの実態把握に取り組む。必要に応じては、個人懇談等を行なう。 |
| 2 全クラスで班ノートや個人ノートを活用し、交友関係や悩みを把握する。 |
| 3 保護者に対するいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。 |

(3) 取組み状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ不登校対策委員会は、(各学期毎に) 年5回、(検討会議を) 開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

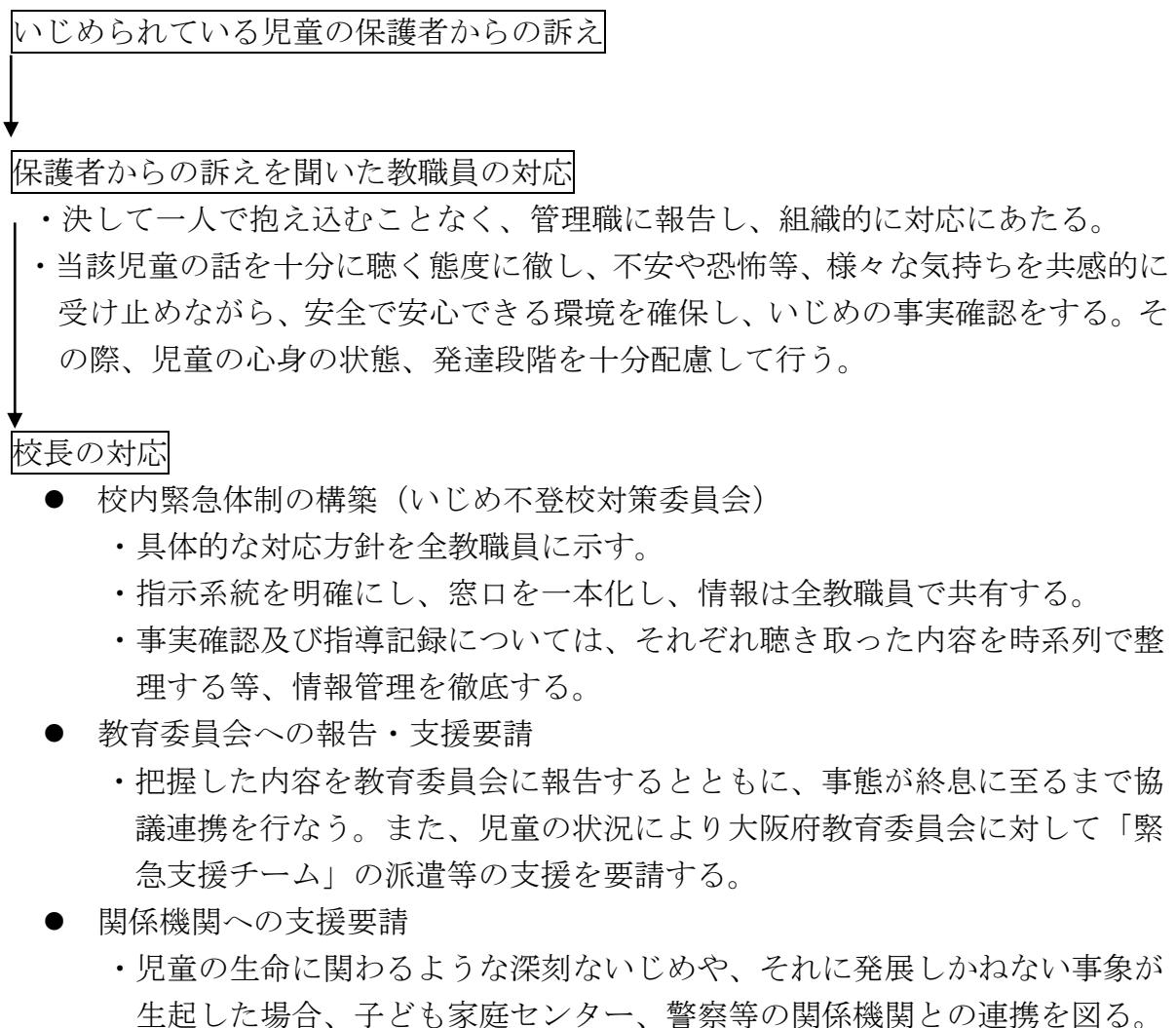
第3章 いじめを把握した場合の対応

(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・教育委員会へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) 対応について

① いじめの発見・通報を受けたときの対応のポイント



● 保護者への対応

- ・初期対応では、被害・加害の児童の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。

② いじめを受けている児童への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童に責任を転嫁する指導は、当該の児童の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童の痛みに寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童を見守り、児童の心の痛みに寄り添う姿勢で接する。

③ 加害の児童への対応

- ・いじめを受けた児童や周囲の児童から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童の気持ちに共感しながら、加害の児童の行動の変容につなげる。
- ・加害の児童の背景に迫り、その立ち直りを支援する。
- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童の訴えの事実に即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

④ 「観衆」や「傍観者」になっている児童への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童へも、必要に応じて学級全体で話し合うなど、「いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

⑤ 保護者への対応

ア) 被害の児童の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聞く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認ができるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童に対する心のケアや見守る体制等について誠

意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害の児童の保護者への対応

- ・加害の児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聞く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑥ 情報提供

- ・いじめの対応については、校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童を支える体制をつくることが大切である。

⑦ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウェブサイトや電子メール、SNSでのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う等。これらの方による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第4章 重大事態への対処について

【重大事態】 *いじめ防止対策推進法第28条より（抜粋）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- ・重大事態と考えられる事案が発生した際には、八尾市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。

第5章 年間計画

| | 内容 | | 内容 |
|----|-------------------------------|-----|-------------------------------|
| 4月 | いじめ対策委員会 家庭訪問 | 10月 | 修学旅行（集団づくり6年） |
| 5月 | 脱いじめ傍観者教育（4年） | 11月 | 学校生活アンケート 教育相談 いじめ対策委員会 |
| 6月 | 学校生活アンケート 教育相談 いじめ対策委員会 | 12月 | いじめ対策委員会 保護者懇談 |
| 7月 | いじめ対策委員会 保護者懇談 | 1月 | |
| 8月 | 林間学舎（集団づくり5年） 職員研修 | 2月 | 学校生活アンケート 教育相談 いじめ対策委員会 |
| 9月 | | 3月 | いじめ対策委員会 |